三　沖縄電力は、地帯間販売電源料の変動額及び他社販売電源料の変動額として、変動電料金等を算定した際に整理された第二十九条の三又は前条第二項において準用する第二十条第二項に規定する購入販売電源項目として算定された額及びこの号の規定により算定した石油石炭税変動相当額を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

3　沖縄電力は、前項の規定により算定された特定変動範囲関連変動額を、特定変動範囲関連可変費として整理し、様式第十三により特定変動範囲関連可変費明細表を作成しなければならない。

4　沖縄電力は、変動範囲内発電料金等を算定した際に第二十九条の三又は前条第二項において準用する第二十八条の規定により整理された変動範囲関連総固定費及び変動範囲関連総可変費の合計額並びに特定変動範囲関連可変費並びに前項の規定により整理された特定変動範囲関連可変費を基に、別表第二に掲げる式により、変動範囲内発電料金を設定しなければならない。

5　沖縄電力は、前項の規定にかかわらず、別表第二に掲げる式を基に、電気の使用形態の差異を勘案して設定した基準により、変動範囲内発電料金を設定することが適当である場合であって、当該基準を経済産業大臣に届け出たときは、当該基準により当該変動範囲内発電料金を設定することができる。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

6　沖縄電力は、別表第二に掲げる式を基に、季節別及び時間帯ごとの使用実態を勘案して設定した基準により変動範囲外発電料金を設定し、当該基準を経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

附則に次の一条を加える。

（変動範囲外発電料金の設定の基礎の特例）

第三条　別表第二の2中「3」とあるのは、当分の間、現に各一般電気事業者の託送供給約款において夜間時間その他これと同様の時間として設定されている時間における変動範囲外発電料金については、「2」と読み替えるものとする。

様式第1に次のように加える。

注　1　該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。

2　記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。

3　火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。

様式第八の次に次の七様式を加える。

様式第9（第19条の2の2第2項、第19条の20第2項関係）

電源開発促進税変動額総括表

（単位：千円）

項　　目	変動金額	備　　考
電源開発促進税		

原価算定期間を、　年　月から　年　月　までの　年として算定した。

（記載注意）

変動金額の欄は、電源開発促進税相当額の変動に係るものを整理すること。

注　様式第1の注2と同様とすること。

様式第10（第19条の2の2第3項関係）

特定送電・高圧配電関連費明細表

（単位：千円）

	可　　変　　費
電源開発促進税	

注　様式第1の注2と同様とすること。

様式第10の2（第19条の20第3項関係）

特定送電関連費明細表

（単位：千円）

	可　　変　　費
電源開発促進税	

注　様式第1の注2と同様とすること。

様式第11（第19条の2の2第5項関係）

特定送電・高圧配電関連費特別高圧需要・高圧需要計算表

（単位：千円）

	可　　変　　費
特別高圧需要	
高圧需要	

注　様式第1の注2と同様とすること。

様式第11の2（第19条の20第5項関係）

特定送電関連費特別高圧需要計算表

（単位：千円）

	可　　変　　費
特別高圧需要	

注　様式第1の注2と同様とすること。

様式第12（第29条の2の2第2項、第29条の5第2項関係）

特定変動範囲関連変動額総括表

（単位：千円）

項　　目	変動金額	備　　考
燃料費		
地帯間購入電源費		
地社購入電源費		
地帯間販売電源料		
地社販売電源料		
合　　計		

原価算定期間を、　年　月から　年　月　までの　年として算定した。

（記載注意）

変動金額の欄は、石油石炭税相当額の変動に係るものを整理すること。